「リビングアシスト総合保険」を
ご契約いただくお客様へ

重要事項説明書

2025年4月1日以降保険始期契約用

楽天損害保険株式会社

※申込書等への署名または記名・捺印（または弊社所定の契約申込画面でのご確認）は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、「リビングアシスト総合保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- この書面ではリビングアシスト総合保険について記載しています。リビングアシスト総合保険は賃貸住宅に収容される家財を保険の対象とする保険です。

➡契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

➡注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご参照ください。
- ご契約の締結前であっても「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の冊子をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご請求ください。なお、弊社ホームページのWeb約款でもご確認いただけます。

Web約款は右のコードから
アクセスできます。
※スマートフォン以外の携帯電話を除きます。

※「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」は、弊社ホームページのWeb約款でご確認いただけます。なお、ご契約時に冊子送付を希望された場合は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

しおり

このマークがついた項目は、**「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」**に記載されています。

保険用語のご説明 しおり

この重要事項説明書に記載のない次の項目については「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご参照ください。

※なお「保険契約証等」または「申込書等」に関する「記載」または「明記」の規定は、契約情報画面および契約申込画面においては「表示」と読み替えるものとします。

- ●危険
- ●盗難
- ●保険期間
- ●敷地内
- ●土砂崩れ
- ●無効
- ●失効
- ●破裂または爆発
- ●預貯金証書
- ●乗車券等

など

か 家財

生活用動産をいいます。なお、明記物件は明記された場合のみ家財に含みます。

こ ご契約者（保険契約者）

ご契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

さ 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

し 親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

そ 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象である家財について生じた損害を含みます。

た 建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀または垣、外灯その他これらに類する屋外設備・装置を除きます。

他の保険契約等

①この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
②この保険契約にセットされた特約により補償される損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

と 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

は 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー［注］を含みます。

［注］戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

ひ 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。

ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。

保険契約証等

弊社所定の保険契約証または弊社所定のインターネット上の契約情報画面をいいます。

保険の対象

この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。

保険料

ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

め 免責金額

保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

も 申込書等

弊社所定の保険契約申込書または弊社所定のインターネット上または機器等における契約申込画面をいいます。

ご契約前 契約締結前におけるご確認事項

ご契約前 ご契約時 ご契約後

① 商品の仕組み

➡契約概要

リビングアシスト（リビングアシスト総合保険）[注1]の基本となる補償、セットされる特約は次のとおりです。

基本となる補償と自動セットの特約

家財の補償

事故の種類

- ① 火災　② 落雷　③ 破裂・爆発
- ④ 風災・雹災・雪災
- ⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等
- ⑥ 給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ
- ⑦ 騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為
- ⑧ 盗難による盗取・損傷・汚損
- ⑨ 水災
- ⑩ 不測かつ突発的な事故（破損・汚損）

費用の補償

- 臨時費用保険金
- 残存物取片づけ費用保険金
- 失火見舞費用保険金
- 地震火災費用保険金
- 緊急時仮住い費用保険金
- 錠前交換費用保険金
- 特別費用保険金
- 損害防止費用
- 修理費用補償特約（自動セット）

賠償責任の補償

- 個人賠償責任補償特約[注2]（自動セット）
- 借家人賠償責任補償特約（自動セット）

＋ 賠償事故解決に関する特約（自動セット）

＋

任意セットの特約

- 類焼損害補償特約
- 死亡時費用補償特約 ＋ 遺品整理費用拡張補償特約

＋

- 地震保険（原則自動セット）

[注1]
「リビングアシスト」は「リビングアシスト総合保険」のペットネームです。

[注2]
原則自動セットされますが、補償を外すことができます。

② 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

❶ 基本となる補償

➡契約概要
➡注意喚起情報

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
①火災　②落雷　③破裂・爆発 火災、落雷または破裂・爆発により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害

〈次頁へ続く〉

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
④風災・雹災・雪災 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災[注1]、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩の雪災[注2]により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。(風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物等の外壁、屋根、開口部等が風、雹、雪災によって破損し、その破損部分から建物等の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。)	〈前頁より続く〉 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失・盗難による損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ◆ねずみ食い、虫食い等 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ⑩不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ◆詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ◆風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑥給排水設備・他人の戸室で生じた事故による水濡れ 給排水設備に生じた事故[注3]または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れにより損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑦騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑧盗難による盗取・損傷・汚損 **ア.保険の対象について生じた盗取・損傷・汚損** 盗難によって保険の対象について盗取、損傷、汚損が生じた場合に保険金をお支払いします。 **イ.建物内における現金等・預貯金証書の盗難** 建物内における現金等・預貯金証書の盗難が生じた場合に保険金をお支払いします。	
⑨水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、損害の状況が次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。 **a.再調達価額の30%以上の損害が生じた場合** **b.床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合**	
⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損) 不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。	

[注1]
洪水、高潮等を除きます。

[注2]
融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

[注3]
その給排水設備自体に生じた損害を除きます。

❷ お支払いする損害保険金の額

基本となる補償で対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険の対象	損害保険金の額
家財	■損害保険金を支払う場合 (基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損)を除く) 損害保険金 ＝ 損害額(修理費) (保険金額が限度)[注4] ■基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損)により損害保険金を支払う場合 損害保険金 ＝ 損害額(修理費) － 免責金額(自己負担額) (保険金額が限度)[注5]

※損害額(修理費)の算出方法については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合がありますので、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

[注4]
基本となる補償⑧盗難による盗取・損傷・汚損による損害の場合は、保険金額とは別に支払限度額を設定しているものが一部あります。

[注5]
基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故(破損・汚損)を補償する場合は、保険金額とは別に定めた支払限度額が限度となります。

❸ 主な特約の概要

特約には、次の2種類があります。特約の詳細および記載のない特約については「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

a. ご契約時のお申出にかかわらず、自動的にセットされる特約(自動セット特約)
b. ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

➡契約概要
➡注意喚起情報
しおり
●お支払いする保険金の概要一覧
➡契約概要
しおり
●弊社にご相談いただきたいこと

〈次頁へ続く〉

自動セット特約

個人賠償責任補償特約[注6]	被保険者本人、その配偶者および同居の親族、別居の未婚の子が日本国内または国外において次のような事故により、他人にケガ等をさせてしまったり、他人の物を壊してしまったとき、または電車等を運行不能にさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ●本人の居住の用に供される保険契約証等記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
借家人賠償責任補償特約	偶然な事故により借用する住宅が破損し、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故については弊社が示談交渉をお引き受けする「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
修理費用補償特約	偶然な事故により借用する住宅建物が損害を受け、賃貸借契約に基づいて自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。

任意セット特約

類焼損害補償特約	基本となる補償①または③の事故で近隣の住宅やその家財に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。
死亡時費用補償特約[注7]	借用住宅内での被保険者の死亡※を原因として、次の費用が生じたときに保険金をお支払いします。 ①借用住宅に汚損等の損害が生じた場合の修理費用 ②借用住宅を貸主に明け渡す場合等に必要な被保険者の遺品の整理費用 ※遺品整理費用拡張補償特約をセットする場合、②の費用は死亡場所を問わず補償します。

❹ 補償の重複に関するご注意

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。[注8]

■補償が重複する可能性のある主な特約

●個人賠償責任補償特約（自動車保険・傷害保険等）●類焼損害補償特約（他の火災保険）●死亡時費用補償特約（他の火災保険）

❺ 保険の対象

保険の対象は、賃貸住宅に収容される家財（➡ 1 2 ）です。

1 次の明記物件は保険契約証等に明記されていない場合は、1個・1組ごとに損害額が30万円を超える部分は補償されません。また、1事故につき100万円が限度です。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

2 次のa.からc.は、保険の対象に含みません。

a. 自動車[注9]
b. 通貨、小切手、乗車券等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物[注10]
c. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

基本となる補償⑩不測かつ突発的な事故によって次のものに生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物、移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品、ラジオコントロール模型およびその付属品、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品、ヨット・モーターボート・水上オートバイ・ボート・カヌー・雪上オートバイ・ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品、ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品、動物および植物　など

❻ 保険金額の設定

保険金額は再調達価額の範囲内で設定してください。[注11] [注12]
お客様が実際にご契約する保険金額については、申込書等の保険金額欄をご確認ください。

[注6]
他に同種の保険契約がある場合には補償を外すことができます。

[注7]
被保険者が亡くなられた後に補償される特約のため、親族など、保険金請求者となられる可能性のある方にも補償内容をお伝えください。

➡注意喚起情報

[注8]
1契約のみに特約をセットした場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

➡契約概要

[注9]
自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下の二輪車等）を含みません。

[注10]
基本となる補償⑧盗難による損害に限り、通貨、小切手、乗車券等または預貯金証書も保険の対象に含まれます。

➡契約概要

[注11]
複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなることがありますのでご注意ください。

[注12]
明記物件の保険金額は市場流通価額により設定してください。

⑦ 保険期間および補償の開始・終了時期

➡契約概要
➡注意喚起情報

この保険の保険期間は１年間です。また、１年超の長期契約もできます。お客様が実際にご契約する保険期間については、申込書等の保険期間欄をご確認ください。

●補償の開始:始期日の午後4時(申込書等に時刻が記載されている場合は、その時刻)
●補償の終了:満期日の午後4時

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

➡契約概要

保険料は、保険金額、保険期間等により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書等の保険料欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法

➡契約概要
➡注意喚起情報

保険料の払込方法は以下のとおりです。ただし、一部取扱いができない場合があります。なお、保険料の払い込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。
詳しくは弊社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)をご覧ください。

払込方法	一時払
ご契約時に直接払い込み(現金払、お振込み等)	○
口座振替	○
クレジットカード	○

※ご契約の継続のときは、原則として、コンビニエンスストアでの払い込みとなります。
※ご契約時に直接保険料を払い込む場合は、保険期間が開始した後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

➡注意喚起情報

保険料の払込方法が口座振替の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込みください。保険料払込期日の翌月末日(故意および重過失がないときは翌々月末日)までに保険料の払い込みがない場合、保険料払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、始期日以降に発生した事故)による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

④ 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み

➡契約概要
➡注意喚起情報

地震保険は、「リビングアシスト」(以下、④において「基本契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名または記名・捺印(または弊社所定の契約申込画面でご確認)ください。

② 補償内容

➡契約概要
➡注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
全損	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)
大半損	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※1回の地震等[注1]による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円[注2]を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金} \times \frac{\text{12兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

③ 保険金をお支払いできない主な場合等

➡契約概要
➡注意喚起情報

●保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
●損害の程度が一部損に至らない損害　など

しおり

●地震保険の損害の認定基準

[注1]
72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

[注2]
2024年10月現在

④ 保険期間

➡契約概要

基本契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。
基本契約の保険期間の途中から地震保険を追加することもできます。

⑤ 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）

➡契約概要

●地震保険の対象は「家財」です。これに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
●次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車[注3]
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

●地震保険の保険金額は、セットでご契約する基本契約の保険金額の30%から50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、1,000万円が限度額となります。
●地震保険の保険料は、保険金額のほかに保険の対象の家財を収容する建物の所在地、建物種類・性能等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引および建築年割引を適用できる場合があります。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書等の保険料欄をご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引き受けできませんのでご注意ください。

しおり

- 地震保険の割引制度
- 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い
- 保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合

[注3]
自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下の二輪車等）を含みません。

⑤ 満期返れい金・契約者配当金

➡契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約時 契約締結時におけるご注意事項

① 告知義務（申込書等の注意事項）

➡注意喚起情報

ご契約者または被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書等に記載された内容のうち、★印などにより示されている項目のことです。この項目が事実と異なる場合、または事実を告知しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込書等の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項

①被保険者（家財の所有者・個人賠償責任の本人氏名・借家人賠責）　②家財を収容する建物の所在地
③建物種類・性能　④他の保険契約等

② クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

➡注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「お客様相談センター」宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載の「お問い合わせフォーム」でご通知（8日以内の発信日有効）ください。

なお、次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ◆保険期間が1年以下のご契約
- ◆法人または社団・財団等が締結したご契約
- ◆営業または事業のためのご契約
- ◆質権設定されたご契約
- ◆第三者の担保に供されているご契約
- ◆通信販売により申し込まれたご契約

●クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・仲立人は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込みいただくことがあります。

<お問い合わせフォーム>
https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx
お問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に必要事項(※)を入力のうえ、送信ください。
（※必要事項は、<クーリングオフ書面記載例（書面）>に記載している事項と同じです。）

〈クーリングオフ書面記載例〉

宛先

〒108-0075
東京都港区港南二丁目16番5号
NBF品川タワー
楽天損害保険株式会社
お客様相談センター 行

書面

下記の保険契約を
クーリングオフします。
申込人住所：○○○○○○○○○
申込人氏名：○　○　○　○㊞
電話番号：○○-○○○-○○○
契約申込日：○○年○月○日
保険種類：○○○○保険
証券番号：○○○○○○○○○○
（または領収証番号：○○○○○○○○○○）
取扱代理店・仲立人名：○○○○

ご契約後 契約締結後におけるご注意事項

① 通知義務等

➡注意喚起情報

①ご契約後、申込書等に記載された★印などにより示されている項目（告知事項）のうち、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ア. 建物種類・性能を変更する場合　　**イ.** 家財等を引越し等により他の場所に移転する場合

②①**ア.** **イ.** に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約のお引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合、弊社が取扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約または解除した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- 保険の対象である家財の所在地が日本国外となった場合

③ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

ア. ご契約者の住所または連絡先[注1]を変更する場合　**イ.** ご契約時に設定した保険金額が、実際の家財の価額より高く設定されていることに気がついた場合　**ウ.** ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合　**エ.** この保険契約で補償できない事故により、家財が一部滅失した場合[注2]　**オ.** 事故が発生した場合[注3]

しおり

●事故が起こったときの手続き

[注1]
メールアドレスをご登録いただいている場合は、メールアドレスを含みます。

[注2]
ご通知後は、遅滞なく保険の対象を再評価していただく必要があります。

[注3]
保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款および特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の「保険金請求に必要な書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

② 解約返れい金

➡契約概要
➡注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社にすみやかにお申し出ください。

- ●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- ●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ●始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

③ 保険契約の自動継続

「保険契約の継続に関する特約」[注1]により、ご契約を自動的に継続します。

①保険期間の満了するおよそ2か月前に、保険契約の継続のご案内をお送りします。

②保険期間の満了する日までに、ご契約者からご契約内容の変更またはご契約を継続しない旨のお申し出がない場合は、保険契約の継続に関する特約に基づき、継続前のご契約と同一[注2]のご契約内容にてご契約を継続いたします。

※保険契約の継続に関する特約を適用して、ご契約を継続いただいた場合には、継続後のご契約の内容を表示した保険契約証または保険契約継続証を発行します。なお、継続後のご契約内容によっては、保険契約証または保険契約継続証の発行を省略する場合があります。

※所定の条件により、ご契約が継続されない場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社よりご連絡いたします。

[注1]
ご希望によりセットしないことも可能です。

[注2]
ご契約内容が一部変更となる場合がございます。

★ その他 その他ご留意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

➡注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

② 保険会社破綻時等の取扱い

➡注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、ご契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、住居専用の建物（専用住宅）またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

③ 個人情報の取扱い

➡注意喚起情報

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。
   (1)弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
   (2)弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内
2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。
3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。
   (1)前記1.における弊社の提携先企業への提供
   (2)再保険契約の締結や再保険金の請求等のための再保険会社への提供
   (3)保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げる損害保険会社等の間での確認・共用
   ①この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
   ②事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
   ※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。
   (4)利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供
4. ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS(ショートメッセージサービス)にて、ご連絡(配信)することがあります。
5. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)をご覧ください。

④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
◆ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
◆被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合

⑤ ご契約のお引受け

前契約の事故件数、その他事故の発生状況等により、ご契約のお引受けまたはご継続をお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でのお引受けをさせていただくことがあります。

しおり
- 保険金をお支払いした後のご契約
- ご契約が無効となる場合

☆ その他 付帯サービス

緊急サポートサービス

この保険契約では、保険の対象を収容する建物における「水廻り」「カギ」「ガラス」「エアコン」「給湯器」のトラブルについて30分程度の応急処置を無料で行う「緊急サポートサービス」をご利用いただけます。
ご利用の際は、24時間365日受付の専用ダイヤル：0800-080-3064 にお電話ください。
詳しくは「緊急サポートサービス」リーフレットをご覧ください。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター
0120-115-603
○受付時間:午前9時～午後6時(年末年始は除きます。)
○携帯電話からもご利用いただけます。
○一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル
0120-120-555
○受付時間:24時間・365日
○携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)
➡注意喚起情報
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

TEL **03-4332-5241**(全国共通)
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

・携帯電話からも利用できます。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

楽天損保

リビングアシスト総合保険ご契約者用

緊急サポートサービス

無料サービスメニュー
（24時間365日受付！）

30分程度の応急処置に要する作業料、出張料は無料です。(保険期間中3回までとなります。)
※部品代および30分程度の応急処置を超える作業料はお客さまのご負担となります。

水廻りのトラブル

住居内の排水の詰まり、トイレの詰まり、配管からの水漏れ、漏水などの点検・調査・応急処置を行います。

カギのトラブル

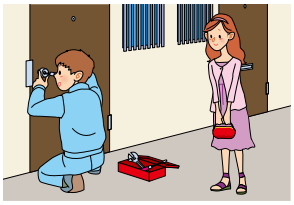

住居の玄関カギを忘れたり、無くしてしまった場合に対応するサービススタッフを手配します。

ガラスのトラブル

住居内のガラス破損時の破片の片付け・養生作業・清掃をサポートします。

エアコンのトラブル

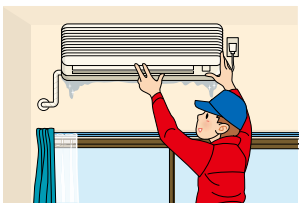

住居内のエアコンの室内ホース詰まりによる水漏れなどのトラブル時に応急処置・状況確認を行います。

給湯器のトラブル

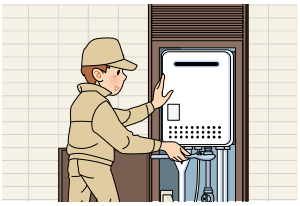

住居内の給湯器トラブルにより、お湯が出ない、追いだきが出来ないなど、給湯器の設定などの確認・応急処置を行います。

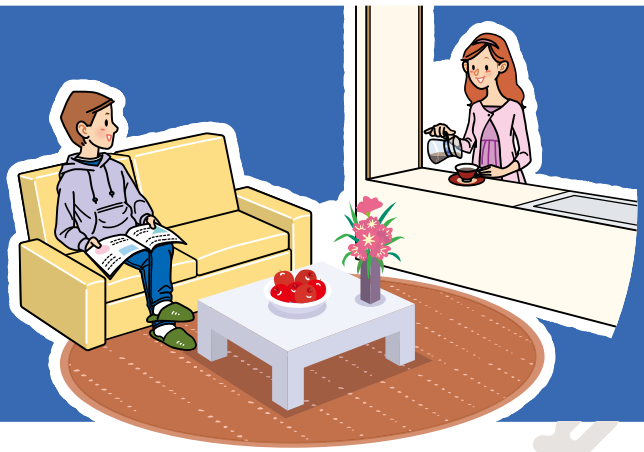

緊急サポートサービス専用ダイヤルにご連絡ください！

0800-080-3064

- 24時間365日受付いたします。
- 携帯電話からもご利用になれます。

電話帳登録

携帯電話で左のコードを読込み、携帯電話の電話帳にご登録いただくと便利です。

※「緊急サポートサービス」は、専用ダイヤル(無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。
※このサービスは弊社が委託しているアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。
※一部地域(離島など)ではご利用できない場合があります。
※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

108221 CP22-16(火) 2022/06 10,000(CR)